

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年5月10日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼執行役会長兼社長 岩崎俊博
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	野村新中国A株投信
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成24年11月10日から平成25年11月8日まで) 5,000億円を上限とします。 *なお、継続申込期間（以下「申込期間」といいます。）は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成24年11月9日付をもって提出した有価証券届出書（平成25年1月11日提出の有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み、以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)ファンドの目的及び基本的性格

（前略）

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

中国A株とは、中国人投資家と「適格国外機関投資家」の認定を受けた中国国外の機関投資家に限定されて流通している中国元建ての株式であり、平成24年11月9日現在、上海証券取引所上場のA株と深セン証券取引所上場のA株があります。

（以下略）

<訂正後>

(1)ファンドの目的及び基本的性格

（前略）

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

中国A株とは、中国人投資家と「適格国外機関投資家」の認定を受けた中国国外の機関投資家に限定されて流通している中国元建ての株式であり、平成25年5月10日現在、上海証券取引所上場のA株と深セン証券取引所上場のA株があります。

（以下略）

<訂正前>

(3)ファンドの仕組み

（前略）

委託会社の概況

委託会社

（中略）

・資本金の額

平成24年9月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

（中略）

・大株主の状況(平成24年9月末現在)

（以下略）

<訂正後>

(3)ファンドの仕組み

（前略）

委託会社の概況

委託会社

（中略）

・資本金の額

平成25年3月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

（中略）

・大株主の状況(平成25年3月末現在)

（以下略）

2 投資方針

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)投資方針

（前略）

[3]中国A株等を投資対象とする別に定める投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）
に実質的に投資を行ないます。

指定投資信託証券（2013年1月11日現在）	
外国投資信託	ノムラ・チャイナ・インベストメント・ファンド - チャイナAシェアーズ・ファンド
外国投資信託	ノムラ・チャイナ・リターン・ファンド
外国投資信託	ニュー・ノムラ・チャイナ・インベストメント・ファンド - チャイナAシェアーズ・アクティブ・ファンド
追加型証券投資信託	上海株式指数・上証50連動型上場投資信託

中国有数の運用会社であるチャイナ・アセット・マネジメント・リミテッドの香港における現地法人であるチャイナ・アセット・マネジメント（ホンコン）リミテッドからの助言に基づき運用を行ないます。

（以下略）

<訂正後>

(1)投資方針

(前略)

[3]中国A株等を投資対象とする別に定める投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）に実質的に投資を行ないます。

指定投資信託証券（2013年5月10日現在）	
外国投資信託	ノムラ・チャイナ・インベストメント・ファンド - チャイナAシェアーズ・ファンド
外国投資信託	ノムラ・チャイナ・リターン・ファンド
外国投資信託	ニュー・ノムラ・チャイナ・インベストメント・ファンド - チャイナAシェアーズ・アクティブ・ファンド
追加型証券投資信託	上海株式指数・上証50連動型上場投資信託

中国有数の運用会社であるチャイナ・アセット・マネジメント・リミテッドの香港における現地法人であるチャイナ・アセット・マネジメント（ホンコン）リミテッドからの助言に基づき運用を行ないます。

(以下略)

<訂正前>

(2)投資対象

(前略)

(参考)「野村中国A株マザーファンド」が投資対象とする指定投資信託証券の概要

以下は「野村中国A株マザーファンド」が投資を行なう投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成25年1月11日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです（個別に時点の記載がある場合を除きます。）。

(中略)

(4) 上海株式指数・上証50連動型上場投信（国内籍追加型証券投資信託）

主要投資対象	指数連動有価証券または株価連動有価証券を投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 中国元ベースである上証50指数を対象株価指数とし、円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目的として発行された有価証券に投資を行ない、円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指します。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 <p>上証50指数とは、上海証券取引所（中国語名称「上海証券交易所」）に上場するA株から科学的かつ客観的な方法で選択された、規模および流動性の高い代表的な50銘柄で構成されています。指数の計算方法は、浮動株比率を調整した時価総額加重平均方式です。2003年12月31日を基準日とし、その日の指数値を1000として算出されています。</p>
受益権の上場	受益権を大阪証券取引所に上場し、時価により株式と同様に売買できます。
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社

受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
------	---------------

より詳細な情報は、当該上場投資信託証券の開示資料等をご参照下さい。

（以下略）

<訂正後>

(2)投資対象

（前略）

（参考）「野村中国A株マザーファンド」が投資対象とする指定投資信託証券の概要

以下は「野村中国A株マザーファンド」が投資を行なう投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成25年5月10日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです（個別に時点の記載がある場合を除きます。）。

（中略）

(4) 上海株式指数・上証50連動型上場投信（国内籍追加型証券投資信託）

主要投資対象	投資信託証券（投資信託の受益証券（投資法人の投資証券を含みます。））を主要投資対象とします。
投資方針	・中国元ベースである上証50指数を対象株価指数とし、円換算した対象株価指数への連動を目指す投資信託証券に主として投資を行ない、円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指します。また、安定した収益と流動性の確保を図ることを目指す投資信託証券にも補完的に投資を行ないます。 上証50指数とは、上海証券取引所（中国語名称「上海証券交易所」）に上場するA株から科学的かつ客観的な方法で選択された、規模および流動性の高い代表的な50銘柄で構成されています。指数の計算方法は、浮動株比率を調整した時価総額加重平均方式です。2003年12月31日を基準日とし、その日の指数値を1000として算出されています。
受益権の上場	受益権を大阪証券取引所に上場し、時価により株式と同様に売買できます。
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

より詳細な情報は、当該上場投資信託証券の開示資料等をご参照下さい。

（以下略）

<訂正前>

(3)運用体制

（前略）

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

<p>当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70(受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準)に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。</p>
--

ファンドの運用体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(3)運用体制

(前略)

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 投資リスク

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(前略)

その他の留意点

(中略)

ファンドの中国A株投資における留意点等について

- ・平成24年11月末現在、中国では内外資本取引の自由化を実施しておらず、中国A株への外国人による投資については、「適格国外機関投資家（QFII）制度」に基づいて、一定の適格要件を満たし、中国の国内証券市場に投資することについて、中国証券監督管理委員会（CSRC）の認定を受けた運用会社、保険会社、証券会社、商業銀行等の機関投資家（QFII）が、国家外貨管理局（SAFE）から認可された投資枠の範囲内においてのみ投資が可能です。

(中略)

- ・「上海株式指数・上証50連動型上場投資信託」においては、指数連動有価証券および株価連動有価証券の発行体および引受証券会社が、事実上限られた数となるため、それらの有価証券への投資にあたっては、発行体の分散ができない場合や、理論的価格から乖離した価格での取引を行なう必要がある場合があります。

(中略)

中国A株のリスクおよび留意点等について

(中略)

税制リスク

QFIIに対する課税上の取扱いとして、営業税（中国国内において課税対象となるサービスを展開する外国企業および財産の移転や固定資産の売却を行なう外国企業が一般に

課税される税金)については、QFIIに対して、中国での証券売買による差額収入に対して免除される旨、平成17年12月1日付で中国財政部及び国家税務総局より公表されています。また、QFIIが中国国内企業から得る株式配当金・利息収入については10%の企業所得税が課される旨、国家税務総局より公表されています。なお、平成24年11月末現在、日中間における租税条約は存在しません。

なお、中国国内における期間収益に対する所得税等について、適用の有無、範囲、方法等は具体的には何ら公表されていません。また、将来的にこれらの税金が新たに課されることとなった場合には、ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。またその場合、当該ファンドにおける信託財産留保額が引き上げられる可能性があります。

これらの記載は、平成24年11月末時点で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。税率等は、現地の税制が変更された場合等は変更になる場合があります。また、中国の関係法令は近年制定されたものが多く、その解釈が必ずしも安定していません。

(以下略)

<訂正後>

(前略)

その他の留意点

(中略)

ファンドの中国A株投資における留意点等について

- ・平成25年3月末現在、中国では内外資本取引の自由化を実施しておらず、中国A株への外国人による投資については、「適格国外機関投資家(QFII)制度」に基づいて、一定の適格要件を満たし、中国の国内証券市場に投資することについて、中国証券監督管理委員会(CSRC)の認定を受けた運用会社、保険会社、証券会社、商業銀行等の機関投資家(QFII)が、国家外貨管理局(SAFE)から認可された投資枠の範囲内においてのみ投資が可能です。

(中略)

- ・「上海株式指数・上証50連動型上場投資信託」においては、実質的な投資対象とする指数連動有価証券の発行体および引受証券会社が、事実上限られた数となるため、それらの有価証券への投資にあたっては、発行体の分散ができない場合や、理論的価格から乖離した価格での取引を行なう必要がある場合があります。

(中略)

中国A株のリスクおよび留意点等について

(中略)

税制リスク

QFIIに対する課税上の取扱いとして、営業税(中国国内において課税対象となるサービスを展開する外国企業および財産の移転や固定資産の売却を行なう外国企業が一般に課税される税金)については、QFIIに対して、中国での証券売買による差額収入に対して免除される旨、平成17年12月1日付で中国財政部及び国家税務総局より公表されています。また、QFIIが中国国内企業から得る株式配当金・利息収入については10%の企業所得税が課される旨、国家税務総局より公表されています。なお、平成25年3月末現在、日中間における租税条約は存在しません。

なお、中国国内における期間収益に対する所得税等について、適用の有無、範囲、方法等は具体的には何ら公表されていません。また、将来的にこれらの税金が新たに課される

こととなった場合には、ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。またその場合、当該ファンドにおける信託財産留保額が引き上げられる可能性があります。
これらの記載は、平成25年3月末時点で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。税率等は、現地の税制が変更された場合等は変更になる場合があります。また、中国の関係法令は近年制定されたものが多く、その解釈が必ずしも安定していません。

（以下略）

4 手数料等及び税金

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3)信託報酬等

（前略）

上記の信託報酬は、平成25年1月11日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（中略）

ファンドが実質的な投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味して算出した、受益者が実質的に負担する信託報酬率は以下の通りです。この値は、平成25年1月11日現在で想定されるものであり、投資対象とする投資信託証券の組入れ状況により変動します。

（以下略）

<訂正後>

(3)信託報酬等

（前略）

上記の信託報酬は、平成25年5月10日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（中略）

ファンドが実質的な投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味して算出した、受益者が実質的に負担する信託報酬率は以下の通りです。この値は、平成25年5月10日現在で想定されるものであり、投資対象とする投資信託証券の組入れ状況により変動します。

（以下略）

5 運用状況

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

以下は平成25年3月29日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	29,035,535,980	99.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		259,618,560	0.88
合計(純資産総額)		29,295,154,540	100.00

<ご参考>

「野村中国A株マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	28,822,769,408	99.26
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		213,148,306	0.73
合計(純資産総額)		29,035,917,714	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	野村中国A株マザーファンド	31,629,124,162	0.7593	24,015,993,977	0.9180	29,035,535,980	99.11

<ご参考>

「野村中国A株マザーファンド」

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・チャイナ・インベストメント・ファンド - チャイナAシェアーズ・ファンド	1,392,132	7,141	9,942,189,104	9,764	13,592,776,848	46.81
2	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・チャイナ・リターン・ファンド	1,242,281	7,771	9,653,802,919	8,726	10,840,144,006	37.33
3	ケイマン	投資信託受益証券	ニュー・ノムラ・チャイナ・インベストメント・ファンド - チャイナA シェアーズ・アクティブ・ファンド	418,639	10,032	4,199,992,423	10,486	4,389,848,554	15.11

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		99.11
合計		99.11

<ご参考>

「野村中国A株マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		99.26
合計		99.26

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

平成25年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2011年8月18日)	22,878	22,878	0.9309	0.9309
第2期 (2012年8月20日)	24,469	24,469	0.6631	0.6631
2012年3月末日	24,477		0.7284	
4月末日	21,364		0.7618	
5月末日	18,832		0.7475	
6月末日	23,254		0.7020	
7月末日	24,858		0.6556	
8月末日	22,892		0.6314	
9月末日	21,679		0.6369	
10月末日	21,015		0.6577	
11月末日	19,256		0.6218	
12月末日	22,526		0.7481	
2013年1月末日	34,552		0.8651	
2月末日	31,587		0.8560	
3月末日	29,295		0.8863	

分配の推移

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0000 円
第2期	0.0000 円

収益率の推移

期	収益率
第1期	6.9 %
第2期	28.8 %
第3期(中間期)	32.4 %

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)設定及び解約の実績

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	39,454,805,924	14,877,574,775	24,577,231,149
第2期	44,894,475,317	32,567,087,340	36,904,619,126
第3期(中間期)	17,735,334,624	15,767,575,966	38,872,377,784

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

< 参考情報 > 運用実績（2013年3月29日現在）

[基準価額・純資産の推移]（日次：設定来）



[分配の推移]（1万口あたり、課税前）

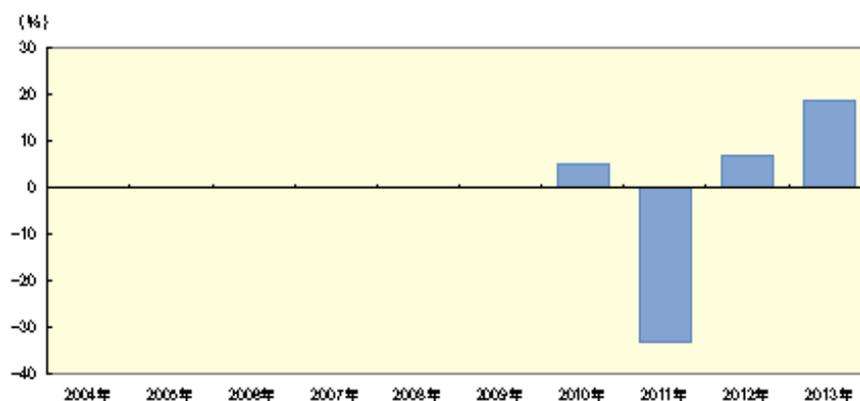
2012年8月	0 円
2011年8月	0 円
--	--
--	--
--	--
設定来累計	0 円

[主要な資産の状況]

実質的な銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	JINLONG MACHINERY & ELECTR-A	資本財・サービス	4.4
2	CHINA RESOURCES SANJIU MED-A	ヘルスケア	3.6
3	SHANGHAI KEHUA BIO-ENGINEE-A	ヘルスケア	3.4
4	HANGZHOU SUNYARD SYSTEM -A	資本財・サービス	3.4
5	BEIJING JANGHO CURTAIN WAL-A	資本財・サービス	3.3
6	XIWANG FOODSTUFFS CO LTD -A	生活必需品	3.2
7	ZHEJIANG BEINGMATE SCIENTI-A	生活必需品	3.1
8	XINZHI MOTOR CO LTD-A	一般消費財・サービス	3.1
9	HANGZHOU HIKVISION DIGITAL-A	情報技術	2.9
10	JIANGSU JIANGNAN HIGH POLY-A	素材	2.9

[年間収益率の推移]（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2010年は設定日（2010年10月15日）から年末までの収益率。
- ・2013年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

2 換金(解約)手続等

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

（前略）

換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額~~一~~を差し引いた価額となります。

（以下略）

<訂正後>

（前略）

換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

（以下略）

3 資産管理等の概要

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)資産の評価

(前略)

対象	評価方法
外国投資信託	原則、基準価額計算日の前日(前日が当該外国投資信託の営業日でない場合はとりうる直近)の純資産価格で評価します。
上場投資信託	原則として、基準価額計算日 ¹ の金融商品取引所の終値で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額

(以下略)

<訂正後>

(前略)

対象	評価方法
外国投資信託	原則、基準価額計算日の前日(前日が当該外国投資信託の営業日でない場合はとりうる直近)の純資産価格で評価します。
上場投資信託	原則として、基準価額計算日 ¹ の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額

(以下略)

第3【ファンドの経理状況】**1 財務諸表**

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」につきましては、以下の「中間財務諸表」が追加されます。

< 中間財務諸表 >**野村新中国 A 株投信**

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間(平成24年8月21日から平成25年2月20日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

野村新中国 A 株投信**(1)中間貸借対照表**

科目	期別	第3期中間計算期間末 平成25年2月20日現在
		金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		355,608,025
親投資信託受益証券		34,578,478,176
未収入金		
未収利息		887
流動資産合計		34,934,087,088
資産合計		34,934,087,088
負債の部		
流動負債		
未払解約金		796,607,114
未払受託者報酬		61,722
未払委託者報酬		2,057,404
その他未払費用		6,171
流動負債合計		798,732,411
負債合計		798,732,411
純資産の部		
元本等		
元本		38,872,377,784
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()		4,737,023,107
元本等合計		34,135,354,677
純資産合計		34,135,354,677
負債純資産合計		34,934,087,088

(2)中間損益及び剰余金計算書

期別	第3期中間計算期間 自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日
科目	金額(円)
営業収益	
受取利息	107,758
有価証券売買等損益	6,745,856,195
営業収益合計	6,745,963,953
営業費用	
受託者報酬	3,738,620
委託者報酬	124,620,814
その他費用	373,798
営業費用合計	128,733,232
営業利益	6,617,230,721
経常利益	6,617,230,721
中間純利益	6,617,230,721
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	1,156,878,609
期首剰余金又は期首欠損金()	12,434,906,290
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,072,157,259
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	5,072,157,259
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,834,626,188
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	2,834,626,188
分配金	
中間剰余金又は中間欠損金()	4,737,023,107

(3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 その他	当ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成24年8月21日から平成25年8月19日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成24年8月21日から平成25年2月20日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第3期中間計算期間末 平成25年2月20日現在	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	38,872,377,784 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	4,737,023,107 円
3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	0.8781 円
(10,000口当たり純資産額)	(8,781 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第3期中間計算期間末 平成25年2月20日現在	
1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

1 元本の移動

第3期中間計算期間 自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日	
期首元本額	36,904,619,126 円
期中追加設定元本額	17,735,334,624 円
期中一部解約元本額	15,767,575,966 円

2 デリバティブ取引関係

第3期中間計算期間末(平成25年2月20日現在)
該当事項はございません。

参考

当ファンドは「野村中国A株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

- 1 「野村中国A株マザーファンド」の状況
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

対象年月日	平成25年2月20日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,232,393,189
投資信託受益証券	32,746,034,734
未収入金	600,000,682
未収利息	3,074
流動資産合計	34,578,431,679
資産合計	34,578,431,679
負債の部	
負債合計	
純資産の部	
元本等	
元本	38,069,446,413
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	3,491,014,734
元本等合計	34,578,431,679
純資産合計	34,578,431,679
負債純資産合計	34,578,431,679

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

平成25年2月20日現在	
1 元本の欠損の額	3,491,014,734 円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9083 円
(10,000口当たり純資産額)	9,083 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

平成25年2月20日現在	
1 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。	
2 時価の算定方法	
投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価と しております。	

(その他の注記)

平成25年2月20日現在	
1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首	平成24年8月21日
期首元本額	35,590,681,491 円
期首より平成25年2月20日までの期中追加設定元本額	16,952,612,006 円
期首より平成25年2月20日までの期中一部解約元本額	14,473,847,084 円
期末元本額	38,069,446,413 円
期末元本額の内訳 *	
野村新中国 A 株投信	38,069,446,413 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 ファンドの現況

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

純資産額計算書 平成25年3月29日現在

資産総額	29,786,345,737	円
負債総額	491,191,197	円
純資産総額(-)	29,295,154,540	円
発行済口数	33,052,566,230	口
1口当たり純資産額(/)	0.8863	円

<ご参考>

「野村中国A株マザーファンド」

資産総額	29,484,217,714	円
負債総額	448,300,000	円
純資産総額(-)	29,035,917,714	円
発行済口数	31,629,124,162	口
1口当たり純資産額(/)	0.9180	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)資本金の額

平成24年9月末現在、17,180百万円

(以下略)

<訂正後>

(1)資本金の額

平成25年3月末現在、17,180百万円

(以下略)

2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成25年2月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	753	11,406,760
単位型株式投資信託	50	419,747
追加型公社債投資信託	18	5,215,970
単位型公社債投資信託	6	68,044
合計	827	17,110,522

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

*平成24年8月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

*平成24年8月末現在

<訂正後>

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

*平成25年2月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

*平成25年2月末現在

独立監査人の中間監査報告書

平成25年4月10日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村新中国A株投信の平成24年8月21日から平成25年2月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村新中国A株投信の平成25年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年8月21日から平成25年2月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。